

新見市住まいの脱炭素促進事業補助金交付要綱

令和 4 年 3 月 3 1 日

告示第 6 6 号

(目的)

第 1 条 この告示は、再生可能エネルギー導入やエネルギーの地産地消を支援することにより、脱炭素社会の構築に努め、環境にやさしいまちづくりの推進を図ることを目的として、住宅への二酸化炭素排出抑制効果の高い設備を導入する者に対して、予算の範囲内において新見市住まいの脱炭素促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、新見市補助金等交付規則（平成 1 7 年規則第 6 3 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第 2 条 補助金の交付の対象となる事業は、自らが所有し居住する市内の住宅（店舗等併用住宅を含む。）に別表 1 に定める要件を満たす機器（以下「対象機器」という。）を設置することとする。

(補助対象者)

第 3 条 補助の対象となる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 新見市納税等に係る公平性の確保に関する条例（平成 2 4 年条例第 2 8 号）第 2 条に規定する特別措置の対象とならない者
- (3) 新見市暴力団排除条例（平成 2 3 年条例第 3 2 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等に該当しない者

(補助金額)

第 4 条 補助金の額は、別表 2 に定めるものとする。ただし、対象機器ごとに当該額に 1, 0 0 0 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 前項の規定により、端数を切り捨てた別表 2 の対象機器ごとの補助金の額が、2 0, 0 0 0 円未満の場合は、補助対象外とする。

(交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、新見市住まいの脱炭素促進事業補助金交付申請書（様式第 1 号）に別表 3 に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 補助金の交付は、同一の住宅について、別表 1 の対象機器ごとに 1 回限りとする。

(交付決定)

第 6 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し適当と認めるときは、新見市住まいの脱炭素促進事業補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付することが不相当と認めるときは、申請者に対し、その理由を付してその旨を通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、申請者からの新見市住まいの脱炭素促進事業補助金交付請求書(様式第3号)による請求に基づき補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第8条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたときは、その交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、その全部若しくは一部を返還させるものとする。

(管理)

第9条 申請者は、対象機器を減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める法定耐用年数(以下「法定耐用年数」という。)の期間、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。ただし、天災地変その他申請者の責めに帰することのできない理由により、対象機器を毀損し、又は紛失したときは、この限りではない。

(取得財産等の処分)

第10条 申請者は、対象機器の法定耐用年数の期間内において、当該対象機器を処分しようとするときは、あらかじめ別に定める財産処分承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、申請者が前項の期間内に対象機器を処分することにより、収入があり又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部を市に納付させなければならない。

(協力依頼)

第11条 市長は、申請者に対し、必要に応じて対象機器の利用状況の調査その他の協力を求めることができる。

2 申請者は、災害が発生したときなどには、電力を提供できるよう努めるものとする。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(有効期限)

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

(関係要綱の廃止)

3 新見市住宅用太陽熱温水器設置費補助金交付要綱(平成20年告示第144号)及び新見市太陽光発電システム設置費補助金交付要綱(平成20年告示第145号)は、廃止する。

別表第1(第2条、第5条関係)

対象機器	個別要件	共通要件
太陽光発電システム	住宅用太陽光設備で住宅の屋根等へ設置するもので、太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナーなどで構成するもの、また、発電した電気が住宅において自家消費されるもので、1kW以上10kW未満の発電設備であるもの	<p>1 対象機器の導入から起算して90日を経過した日又は導入後最初の3月31日のいずれか早い日までに申請を行うこと。</p> <p>2 対象機器は市内業者が設置した未使用のもの</p>
蓄電池設備	蓄電池容量が1kW以上の定置型の家庭用蓄電池で、保証期間が10年以上であるもの	
V2H充放電設備 (ビークル・トゥ・ホーム)	電気自動車等から分電盤等を通じて住宅への電力供給が可能な充放電設備で、一般社団法人次世代自動車振興センターの承認を受けた設備であること。	
電気自動車用普通充電器	住宅の駐車場で電気自動車に充電するためのコンセント、また、ポール型充電器や壁設置型充電器で、200V充電が可能なもの	

別表第2（第4条関係）

対象機器	補助対象	補助金額
太陽光発電システム	太陽電池モジュールの最大出力の値	補助対象の出力1kWあたり2.5万円（出力の単位はkWとし、小数点以下1位未満を四捨五入。）を乗じて得た金額であって、10万円を上限とする。
蓄電池設備	本体購入費、設置工事、電気配線工事とする。	補助対象に係る経費の10分の1を乗じて得た金額であって、15万円を上限とする。
V2H充放電設備 (ビークル・トゥ・ホーム)	本体購入費、設置工事、電気配線工事とし、充放電設備以外の電気自動車側のアダプタなどの付属品は対象外とする。	

電気自動車用普通充電器	コンセントなどの充電設備本体購入費、設置工事、電気配線工事とし、充電設備以外の電気自動車側のアダプタなどの付属品は対象外とする。	補助対象に係る経費の5分の1を乗じて得た金額であって、5万円を上限とする。
-------------	--	---------------------------------------

備考

- 1 補助対象に係る経費には、解体費、廃棄処分費などを含まないものとする。
- 2 太陽光発電システムと蓄電池設備又は、V2H充放電設備を同時設置した場合は、太陽光発電システムに係る補助金額と同額を加算するものとする。

別表第3（第5条関係）

添付が必要な関係書類	提出要否
1 対象機器導入に係る領収書及びその内訳書の写し	○
2 対象機器の写真及び対象機器が導入された住宅全体の写真	○
3 対象機器の仕様が確認できる資料の写し	○
4 保証書の写し	○
5 誓約書	○
6 納税等状況調査同意書	△
7 その他市長が必要と認める書類	△

備考 表内の記号のうち、○は関係書類として、添付が必要なものを表し、△は必要に応じて提出するものを表す。

様式第1号（第5条関係）

新見市住まいの脱炭素促進事業補助金交付申請書

年 月 日

新見市長 様

申請者 住 所
氏 名
連 絡 先

新見市住まいの脱炭素促進事業補助金交付要綱第5条の規定により次のとおり、申請します。

対象機器 設置場所	新見市	
設置工事完了日	年 月 日	
補助金額合計	円	
補助対象	補助金額 (補助対象ごとに千円未満を切捨て、2万円未満は補助対象外)	
<input type="checkbox"/> 太陽光発電システム	最大出力値 _____ k W (小数点以下1位未満四捨五入)	(25,000円×太陽電池最大出力値・上限10万円) 円
<input type="checkbox"/> 蓄電池設備	本体・設置・電気工事費 円	(1/10以内・上限15万円) 円
<input type="checkbox"/> V2H充放電設備	本体・設置・電気工事費 円	(1/10以内・上限15万円) 円
<input type="checkbox"/> 電気自動車用普通充電器	本体・設置・電気工事費 円	(1/5以内・上限5万円) 円
<input type="checkbox"/> 太陽光発電システムと蓄電池設備またはV2H充放電設備を同時設置した場合		円
添付書類	1 対象機器導入に係る領収書及びその内訳書の写し 2 対象機器の写真及び対象機器が導入された住宅全体の写真 3 対象機器の仕様が確認できる資料の写し 4 保証書の写し 5 誓約書 6 納税等状況調査同意書（必要に応じて） 7 その他市長が必要と認める書類（必要に応じて）	
※担当者所見		

注 ※の欄は記入しないこと。

様式第2号（第6条関係）

新見市住まいの脱炭素促進事業補助金交付決定通知書

新見市指令第 号

申請者 住所
氏名

年 月 日付けで申請のあった新見市住まいの脱炭素促進事業補助金交付については、次のとおり決定したので、新見市住まいの脱炭素促進事業補助金交付要綱第6条の規定により通知する。

年 月 日

新見市長



補助年度	年度
補助金交付決定額	円
交付予定時期	年 月
交付条件	新見市住まいの脱炭素促進事業補助金交付要綱に違反した場合は、補助金交付決定を取り消し、返還を命ずる。

注 上記の交付決定に対して不服がある場合は、この通知書受領の日から20日以内に文書で申請の取り下げをすること。

様式第3号（第7条関係）

新見市住まいの脱炭素促進事業補助金交付請求書

年 月 日

新見市長 様

申請者 住 所
氏 名

新見市住まいの脱炭素促進事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり請求します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	新見市指令第 号
補助年度	年度		
補助金交付決定通知額	円		
交付請求額	円		
添付書類	新見市住まいの脱炭素促進事業補助金交付決定通知書の写し		

金融機関名		店舗名	
貯金種別		口座番号	
フリガナ			
口座名義人			